

株式会社ピーシーシー 行動計画

育児介護休業法に基づく各種諸制度を理解し、社員の働き方を基本から見直す。
所定外労働時間の削減と年次有給休暇を取得しやすい職場環境作りを進める。

1 計画期間 平成31年1月1日～平成35年12月31日

2 内容

目標① 育児・介護休業制度の理解促進

パンフレット等を使って、制度の周知を図る。

対策① 31年1月～

- (1) 質疑応答の場を設け、制度の理解に努める（希望により勉強会を行う）。
- (2) 各所よりのパンフレット等を集め、配布するとともに周知する。

【内容】

労働基準法による産前産後休業、育児介護休業法による育児・介護休業、時間外労働の制限、短時間勤務制度、雇用保険法による育児休業給付 などについて

目標② 所定外労働時間の削減

残業が多い社員を対象に、仕事の進め方をゼロベースで見直す。現状分析と問題点を把握し、各担当者の仕事量、配置、役割分担等を見直す。無駄な作業を減らし、又は、なくしていく。

対策②

- 31年1月～ (1) ヒアリングを行い、現状分析と問題点の洗い出しを行う。
(2) 問題点の共有化を行い、改善策の構築を実施する。
(3) 改善策の問題点を検討し、最善な改善策を実施する。

32年1月～ 前年行った改善策の問題点を再び検討し、最善な改善策の構築と実施

33年1月～

34年1月～

35年1月～

} 同上

目標③ 年次有給休暇の取得促進

休暇をより充実させるため、ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始の連続する休暇に加えて、年次有給休暇の取得を促進する。なお、社歴が浅く、年次有給休暇の権利が発生しない社員、又は残日数が少ない社員に対しては、特別休暇（有給）として付与する。

対策③ 31年1月～

- (1) 各種の作業において、情報を共有化することで、休み易い職場環境を作る。
- (2) 従業員のサポート体制を明確にする。
- (3) 休暇中でも、仕事が滞らないように、社員同士が助け合う風土作りを目指す。